

第9回市政運営会議(11月22日開催)

- ・提案部局:教育委員会事務局
- ・件名:伊賀市文化財保存活用地域計画(中間案)

1. パブリックコメント実施期間

12月1日(木)～1月6日(金)

2. 重要(変更)内容

伊賀市文化財保存活用地域計画は個別計画であり、文化庁の認定によるものであるため、議決案件ではない。

3. 今後のスケジュール

1月6日(金)～ パブコメ集計及び中間案修正

1月 文化庁協議

2月 第5回文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議

2月 第5回伊賀市文化財保存活用地域計画協議会

2月16日 第15回総合政策会議

2月20日 伊賀市文化財保護審議会

2月末 教育委員会定例会

3月 認定申請準備

4月 認定申請

4. 広報、職員への依頼・周知等

- ・広報いが12月号 パブコメ募集記事掲載
- ・伊賀市ホームページ
- ・ウィークリー伊賀市

5. 資料

資料1:『伊賀市文化財保存活用地域計画(中間案)』について

資料2:伊賀市文化財保存活用地域計画作成スケジュール

資料3:『伊賀市文化財保存活用地域計画(中間案)』

『伊賀市文化財保存活用地域計画（中間案）』について

資料 1

教育委員会文化財課

【1. 計画策定の背景と目的】

（1）文化財保護法の改正 平成 31 年 4 月施行

- ①過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題。
- ②文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体で継承に取り組む必要がある。
- ③文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図る。
 - ・都道府県 文化財保存活用大綱を策定。
(文化財の保存・活用の総合的施策 令和 2 年 7 月、県大綱策定)
 - ・市町村 文化財保存活用地域計画を作成。
(大綱を勘案した文化財の保存・活用の総合的計画)

（2）計画の概要

- ①概要 各市町村が目指す目標や、取り組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。
- ②記載事項
 - ・歴史文化の概要と特徴
 - ・文化財の保存・活用に関する基本的な方針
 - ・文化財の保存・活用を図るために市町村が講じる措置（取り組み）の内容
 - ・文化財の保存・活用の推進体制

【2. 計画作成の体制】

- ① 文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議 （庁内関係各課との連絡調整）
(伊賀市文化財保存活用地域計画作成庁内検討会議設置要綱)
- ② 文化財保存活用地域計画協議会 （素案検討・地域課題の聴取等）
(保護法第 183 条の 9 伊賀市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱)
- ③ 文化財保護審議会 （検討内容について随時意見聴取）
(保護法第 183 条の 3 の 3 項 伊賀市文化財保護条例)

【3. 計画策定の経過と今後のスケジュール】

資料 2 伊賀市文化財保存活用地域計画作成スケジュール

【4. 計画の内容】

資料 3 『伊賀市文化財保存活用地域計画（中間案）』

【5. 地域計画作成による効果】

(1) 文化財登録原簿への登録の提案

地域計画の計画期間内に限り、当該市町村内に所在する未指定文化財のうち、登録文化財制度を活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進する。

(2) 認定市町村による事務処理の特例

都道府県や政令市などで処理されている事務について、希望に応じて認定市町村でも実施できる。

重要文化財：①現状変更許可・取消、現状変更等の停止命令

②所有者以外の者による公開の許可

③管理等について報告を求める、調査させる

(3) 文化財の活用を推進する新たな補助金の活用

地域計画した市町村では、文化財を活用した観光拠点の整備事業で補助率が5%加算される優遇措置が講じられてきた。今後も文化財を活用した補助事業で優遇措置を受けられると思われる。また、地方創生推進交付金を活用し、文化財を活用した事業が可能となる。

